

伊豆の国市農業委員会 8 月定例会議議事録

開催日時 令和 8 年 8 月 10 日 (月)
午後 2 時 30 分～午後 4 時 30 分
場 所 あやめ会館 3 F 多目的ホール

出席委員： 13 人 欠席： 1 人

No.	氏 名	No.	氏 名	No.	氏 名	No.	氏 名	No.	氏 名
1	井 川 博 幸	5	西 島 知 彦	9	渡 邊 直 行	13	土 屋 正 春	事務局	小坂 高一郎
2	杉 原 令 明	6	山 口 信 幸	10	平 本 宏	14	久 保 田 正 一		小澤 竜哉
3	岡 本 仁	7	白 井 孝	11	遠 藤 未 央				福本 南斗
4	遠 藤 美 行	8	矢 田 康 彦	12	水 口 充 央				

推進委員： 11 人 欠席： 0 人

No.	氏 名	No.	氏 名	No.	氏 名	No.	氏 名
1	鈴 木 守 之	4	天 野 進	7	牧 野 勇 二	10	青 木 良 次
2	小 山 和 彦	5	野 田 勇 二	8	渡 邊 公 人	11	大 川 治 道
3	本 多 隆 幸	6	鈴 木 伸 芳	9	海 瀬 元 浩		

議事の内容

審議案件	議案第 1 号	農地法第 3 条許可申請書承認の件	4 件
	議案第 2 号	農地法第 5 条許可申請書承認の件	2 件
	議案第 3 号	農業振興地域整備計画の変更の件	2 件
	議案第 4 号	農用地利用集積等促進計画の公告の件	1 件

その他 タブレットによる農地利用状況調査について
令和 8 年度地区別農地利用最適化推進研修会について
鳥獣被害実態把握調査について

開 会 事務局長	ただ今から 8 月定例農業委員会を開催します。 なお、各委員の皆様におかれましては、携帯電話をマナーモードへの切り替えをお願いいたします。 本日、農業委員の過半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立しておりますことを報告します。 まず会に先立ちまして、さる 7 月 17 日に任命式・委嘱式を終え、令和 8 年度より新しく農業委員、農地利用最適化推進委員に就任されました皆様に、産業部参与田代からご挨拶を申し上げます。
産業部参与	3 年間よろしくお願いします。
事務局長	田代参与ありがとうございました。参与はここで退席となります。 (田代参与退席)
事務局長	それでは、会長の進行により、慎重なる審議の程、よろしくお願いしたいと思います。
議事録署名人指名 会 長	それでは議事に入ります。議事録署名人を指名致します。1 番井川委員、2 番杉原委員を議事録署名人に指名いたします。では、議案第 1 号に入ります。
審議案件 【議案第 1 号】 会 長	○【議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請書承認の件】 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請書承認の件」を議題とします。 議案第 1 号 19 番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第 1 号 19 番について「朗読」 議案第 1 号「農地法第 3 条許可」の 19 番について説明します。場所と写真は資料番号①をご覧ください。 譲受人の経営面積は 9,997㎡です。譲受人の年齢は 38 歳で、農作業経験は 18 年あり、農地の管理能力については申請書により問題ないことを確認しました。申請地においては栗や梅等の果樹を栽培する予定です。申請地は自宅から車で 5 分ほどの距離にあるため通作には問題ありません。権利の移動を許可することができない場合の要件を定めた、農地法第 3 条第 2 項各号に該当することはないので、許可要件のすべてを満たすと考えます。今回は贈与のため無償です。事務局からの説明は以上です。
会 長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、浮橋地区の担当委員は 5 番西島委員です。よろしくお願いします。
西島委員	(議案第 1 号 19 番農地法第 3 条許可について説明)
会 長	担当委員からの補足説明が終わりました。続いて浮橋地区担当の天野推進委員から意見をお願いします。
天野推進委員	(議案第 1 号 19 番農地法第 3 条許可について意見)
会 長	推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
会 長	質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。

会 長	質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。 (挙手全員)
会 長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。 議案第 1 号20番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第 1 号20番について「朗読」 議案第 1 号「農地法第 3 条許可」の20番について説明します。場所と写真は資料番号②をご覧ください。また、補足資料も併せてご覧下さい。 譲受人の経営面積は4,349㎡です。譲受人の年齢は77歳と81歳で、農作業経験はそれぞれ45年と65年であり、農地の管理能力については申請書により問題ないことを確認しました。申請地においては水稻を栽培する予定です。申請地は自宅から徒歩 2 分ほどの距離にあるため通作には問題ありません。権利の移動を許可することができない場合の要件を定めた、農地法第 3 条第 2 項各号に該当することはないので、許可要件のすべてを満たすと考えます。売買価格は 1 筆で10万円です。事務局からの説明は以上です。
会 長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、北江間地区の担当委員は12番水口委員です。よろしくお願いします。
水口委員	(議案第 1 号20番農地法第 3 条許可について説明)
会 長	担当委員からの補足説明が終わりました。続いて北江間地区担当の青木推進委員から意見をお願いします。
青木推進委員	(議案第 1 号20番農地法第 3 条許可について意見)
会 長	推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
会 長	質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。
会 長	質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。 (挙手全員)
会 長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。 議案第 1 号21番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第 1 号21番について「朗読」 議案第 1 号「農地法第 3 条許可」の21番について説明します。場所と写真は資料番号③をご覧ください。 借人の経営面積は1,442㎡です。借人の年齢は64歳で、農作業経験はそれぞれ40年あり、農地の管理能力については申請書により問題ないことを確認しました。申請地においては露地野菜を栽培する予定です。申請

	地は自宅から車で15分ほどの距離にあるため通作には問題ありません。権利の移動を許可することができない場合の要件を定めた、農地法第3条第2項各号に該当することはないので、許可要件のすべてを満たすと考えます。賃料は10aあたり5千円です。事務局からの説明は以上です。
会 長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、田中山地区の担当委員は13番土屋委員です。よろしくお願いします。
土屋委員	(議案第1号21番農地法第3条許可について説明)
会 長	担当委員からの補足説明が終わりました。続いて田中山地区担当の天野推進委員から意見ををお願いします。
天野推進委員	(議案第1号21番農地法第3条許可について意見)
会 長	推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
会 長	質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。
会 長	質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。 (挙手全員)
会 長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。 続きまして、議案第1号の22番について、●●委員は申請人に該当するため、農業委員会等に関する法律第31条「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」に該当しますので退席してください。 (●●委員退席)
会 長	それでは、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第1号22番について「朗読」 議案第1号「農地法第3条許可」の22番について説明します。場所と写真は資料番号④をご覧ください。また、補足資料も併せてご覧下さい。 譲受人の経営面積は0㎡ですが、本案件で457㎡になります。譲受人の年齢は77歳で、農作業経験は20年あり、農地の管理能力については申請書により問題ないことを確認しました。申請地においては露地野菜を栽培する予定です。申請地は自宅に隣接しているため通作には問題ありません。権利の移動を許可することができない場合の要件を定めた、農地法第3条第2項各号に該当することはないので、許可要件のすべてを満たすと考えます。今回は贈与のため無償です。事務局からの説明は以上です。
会 長	(議案第1号22番農地法第3条許可について説明) 以上で補足説明を終わります。続いて菰山多田地区担当の大川推進委員から意見ををお願いします。

大川推進委員	(議案第 1 号22番農地法第 3 条許可について意見)
会 長	推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
委 員	(質問等)
事務局	(回 答)
会 長	質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。
会 長	質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。
	(挙手全員)
会 長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。
	(●●委員着席)
審議案件 【議案第 2 号】 会 長	○【議案第 2 号 農地法第 5 条許可申請書承認の件】 議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請書承認の件」を議題とします。 議案第 2 号 7 番について、事務局より概要説明をしてください。
事務局	議案第 2 号 7 番について「朗読」 議案第 2 号「農地法第 5 条許可」の 7 番について説明します。場所と写真は資料番号⑤をご覧ください。また、補足資料も併せてご覧下さい。 借人は市内で建設業を営んでいる法人です。この度、柿沢川の総合流域防災工事を行うにあたり、工事現場近傍に位置する申請地を、一時的に建設資材の仮置きや駐車場、休憩所とするため申請に及ぶものです。 申請地は、農振農用地であり、原則として転用は許可されない農地ですが、申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められたものであり、かつ農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 1 項又は第 9 条第 1 項の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるものであるため、不許可の例外に該当すると考えます。一時転用期間は 7 ヶ月間です。 また、許可することができない場合の要件を定めた農地法第 4 条第 6 項第 3 号、第 4 号、第 5 号の要件に該当しないため、本案件は立地基準、一般基準ともに問題ないと考えます。賃料は 1 筆で月 5 千円です。 現地確認については、8 月 5 日(水)に久保田会長と大川推進委員と行っております。事務局からの説明は以上です。
会 長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、葦山多田地区の担当委員は私です。
	(議案第 2 号 7 番農地法第 5 条許可について説明)
会 長	私の補足説明を終わります。続いて葦山多田地区担当の大川推進委員

	から意見ををお願いします。
大川推進委員	(議案第2号7番農地法第5条許可について意見)
会 長	推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
委 員	(質問等)
事務局	(回 答)
会 長	質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。
会 長	質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。
	(挙手全員)
会 長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。 議案第2号8番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第2号8番について「朗読」 議案第2号「農地法第5条許可」の8番について説明します。場所と写真は資料番号⑥をご覧ください。また、補足資料も併せてご覧下さい。 譲受人は東京で建設業を営んでいる法人です。当該申請地は宅地要件のある土地であり、東京都に住む譲渡人が昭和62年に相続取得したものであります。今般、当該地をこの先管理することが困難であることを鑑み、ほかに売却することとし、譲受人と売買の合意を得られたため申請をするに至りました。 申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えているため第3種農地に区分されますので、立地基準上は転用が原則許可される農地となります。 また、許可することができない場合の要件を定めた農地法第4条第6項第3号、第4号、第5号の要件に該当しないため、本案件は立地基準、一般基準ともに問題ないと考えます。売買価格は1筆で1,000万円です。 現地確認については、8月5日(水)に杉原委員と鈴木守之推進委員と行っております。事務局からの説明は以上です。
会 長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、大仁地区の担当委員は2番杉原委員です。よろしくお願いします。
杉原委員	(議案第2号8番農地法第5条許可について説明)
会 長	担当委員からの補足説明が終わりました。続いて大仁地区担当の鈴木守之推進委員から意見ををお願いします。
鈴木守之推進委員	(議案第2号8番農地法第5条許可について意見)
会 長	推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。

会 長	質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。
推進委員	(質問等)
事務局	(回 答)
会 長	質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。
	(挙手全員)
会 長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。
【議案第3号】 会 長	○【議案第3号 農業振興地域整備計画の変更の件】 議案第3号「農業振興地域整備計画の変更の件」を議題とします。 議案第3号1番について、事務局より概要説明をしてください。
事務局	議案第3号1番について「朗読」 議案第3号「農業振興地域整備計画の変更」の1番について説明します。場所と写真は資料番号⑦をご覧ください。また、補足資料も併せてご覧ください。 伊豆の国市農業振興地域整備計画は令和8年3月に5年に1度行う定期変更を行いました。また実態に即した計画とするため年2回程度随時変更を行っております。いずれも計画の策定や変更時には、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき市長が農業委員会に意見を聴くものと定められております。 今回の農業振興地域整備計画の変更は随時変更であり、その内容は農用地区域内農地の除外、いわゆる青地からの白地への変更です。農用地区域内の農地は原則として転用許可できませんので、農用地区域からの除外を行った後、農地法による転用許可を得る必要があります。農用地区域からの除外は原則として次の6つの要件全てを満たす場合に限って行うことができます。①農用地以外に供することが適当であって、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと。②農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないこと。③効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れがないこと。④土地改良施設の有する機能に支障を及ぼす恐れがないこと。⑤地域計画の達成に支障を及ぼす恐れがないこと。⑥農業生産基盤整備事業完了後、8年を経過しているものであること。です。 本申請は土地を病院用の駐車場として造成し、病院に貸付を行うため計画変更の申出が提出されたものです。駐車場敷地として適地選定を行った代替性の検討表を確認し、近傍市街化区域および市街化調整区域内宅地、雑種地、白地農地のいずれも不調であったこと、周辺農地への影響が最も少ないと判断される土地として申出されたものであることを確認しました。 申請地の東側及び道路を挟んだ南側が既に宅地でありますので、周辺農業への支障を生ずる恐れがないこと、青地除外後の農地転用が確実にできることが見込まれることなどから農業振興地域整備計画の変更について異議なしと判断して差し支えないと考えます。 現地確認については、8月5日(水)に遠藤未央委員と海瀬推進委員と行っております。事務局からの説明は以上です。

会 長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、天野地区の担当委員は11番遠藤委員です。よろしくお願いします。
遠藤未央委員	(議案第3号1番農業振興地域整備計画の変更について説明)
会 長	担当委員からの補足説明が終わりました。続いて天野地区担当の海瀬推進委員から意見ををお願いします。
海瀬推進委員	(議案第3号1番農業振興地域整備計画の変更について意見)
会 長	推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
委 員	(質問等)
事務局	(回 答)
会 長	質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。
会 長	質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。
	(挙手全員)
会 長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は異議なしとして意見を提出します。 議案第3号2番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第3号2番について「朗読」 議案第3号「農業振興地域整備計画の変更」の2番について説明します。場所と写真は資料番号⑧をご覧ください。また、補足資料も併せてご覧下さい。 本申請は分家住宅を建築するため、計画変更の申出が提出されたものです。住宅要件の整った土地への自己用住宅の建築を検討しましたが、不調であり、市街化調整区域に線引き以前から本家が所有する土地に自己住宅を建築するため土地の選定を行ったものです。その結果、分家住宅建築に適した接道要件を満たす、50戸連たんを満たす等の土地が農用地区域内にしかなく、周辺農地への影響が最も少ないと判断される土地として申出されたものです。 申請地の北側、西側、南東側は既に宅地でありますので、周辺農業への支障を生ずる恐れがないこと、青地除外後の農地転用が確実にできることが見込まれることなどから農業振興地域整備計画の変更について異議なしと判断して差し支えないと考えます。 現地確認については、8月5日(水)に遠藤未央委員と海瀬推進委員と行っております。事務局からの説明は以上です。
会 長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、天野地区の担当委員は11番遠藤委員です。よろしくお願いします。
遠藤未央委員	(議案第3号2番農業振興地域整備計画の変更について説明)

会 長	担当委員からの補足説明が終わりました。続いて天野地区担当の海瀬推進委員から意見をお願いします。
海瀬推進委員	(議案第3号2番農業振興地域整備計画の変更について意見)
会 長	推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は举手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
会 長	質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は举手し、氏名を述べたうえで発言してください。
会 長	質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は举手願います。
	(举手全員)
会 長	ありがとうございました。 举手全員と認め、本案件は異議なしとして意見を提出します。
【議案第4号】	○【議案第4号 農用地利用集積等促進計画の公告の件】
会 長	議案第4号「農用地利用集積等促進計画の公告の件」を議題とします。議案第4号1番について、事務局より概要説明をしてください。
事務局	農用地利用集積等促進計画案を「朗読」
会 長	事務局の説明が終わりました。質問がある農業委員は举手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
会 長	質問は無いようですので、続いて質問のある推進委員は举手し、氏名を述べたうえで発言してください。
会 長	質問が無ければ採決に入ります。農用地利用集積等促進計画案について、異議なしの意見を提出することに賛成される農業委員は举手願います。
	(举手全員)
会 長	ありがとうございました。 举手全員と認め、本案は意見なしとして提出します。
会 長	その他事務局より何かありますか。
その他 事務局長	○タブレットによる農地利用状況調査について ○令和8年度地区別農地利用最適化推進研修会について ○鳥獣被害実態把握調査について(東部農林説明)
事務局長	以上で今月の案件は全て終了いたしました。長時間にわたるご審議ありがとうございました。
閉 会 事務局長	次回は令和8年9月10日(木)午後2時30分から定例農業委員会を行う予定です。また同日午後1時30分から農地利用状況調査に用いるタブレットの研修会を行う予定です。時間の変更がある場合は開催通知でお知らせします。場所はあやめ会館3階多目的ホールです。それでは8月

	の定例総会を閉会します。本日はありがとうございました。
--	-----------------------------